

千葉県雇用対策協定

急激な少子高齢化の進展により、労働力人口の中長期的な減少が見込まれる中、「一人ひとりの働きたい」がかなう千葉づくり」を実現するため、千葉県と厚生労働省千葉労働局（以下「労働局」という。）が一体となって、課題及び目的を共有し、それぞれの強みを生かしつつ、産業の振興や新たな雇用の場を創出するための連携した取組を進めることが必要であることから、以下のとおり「千葉県雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 協定は、千葉県と労働局が、相互に連携し、求職者の就労の促進と県内企業の人材確保の支援を図るため、それぞれの雇用対策に関連する施策を円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

（事業内容等）

第2条 千葉県及び労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年度定めるものとする。

（運営協議会の設置）

第3条 前条の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、千葉県及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。
なお、必要に応じて、運営協議会の下に事業内容の詳細を検討するための作業部会等を設置するものとする。

（要請等）

第4条 千葉県知事及び千葉労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。
2 千葉県知事及び千葉労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、千葉県及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条

- 1 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、千葉県及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。
- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

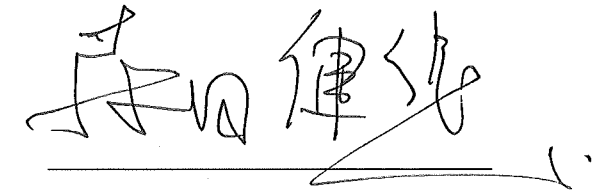
この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、千葉県知事及び千葉労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

（協定締結当事者）

平成28年8月4日

千葉県知事



厚生労働省千葉労働局長

